



報道機関 各位

令和7年8月1日

渇水対策の支援を拡充します

依然として、降雨の少ない状態が継続しており、渇水による農作物等への被害が懸念されています。当市では気候変動の影響下においても、農業生産を維持・継続していくための対策を講じていますが、この度農業を持続可能なものにするため、地域の渇水対策に対しての支援策を拡充いたします。

※拡充した支援内容には下線を引いています。

(1) 仮設ポンプ使用時燃料経費支援事業

- 補助対象事業者 土地改良区、農家組合
- 補助対象経費 農業用用水路等の共同施設へ補水するために用いたポンプ等の使用に係る燃料費
- 交付金額 補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

(2) かん水用機械等整備対策事業

- 補助対象事業者 農家組合、農業法人、農業者、養鯉業者
- 補助対象経費 下記の要件を満たす補助対象事業者が、農作物及び錦鯉の干ばつ被害を軽減させるために行う下記の対策に要する経費

(1) ポンプ、ポンプ車等の借上料

(2) ポンプ、ホース、ポリタンクの購入費(中古品は対象外)

- 補助要件 かん水を実施した面積が下のいずれかを満たしていること

(1) 水田へのかん水の場合

令和7年度の水稲作付面積の30%以上又は30a以上

(2) 畑へのかん水の場合

令和7年度の園芸作物作付面積が10a以上

(3) 養鯉池へのかん水の場合

令和7年度の総野池面積の30%以上又は30a以上

- 交付金額 補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

※提出書類等の詳細は、後日市のホームページに掲載いたします。

【本件の問合せ先】

農林創生課農林整備係 担当:五十嵐 ☎ (0258) 62-1700 (内線224)

送信枚数 1 枚 (この表紙含む)

発行者: 見附市役所 企画調整課 秘書広報室 高橋 (内線315)

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006

